

町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(1)

【平成26年の地方からの提案等に関する対応方針】(平成27年1月30日閣議決定)の内容

町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。

＜実態等調査(対象:47都道府県、都市計画区域内1354市町村)の結果＞

○平成20年の分権委員会の第一次勧告では、町村合併が進行中であり、合併が落ち着いてきたときに町村がどのような執行体制を有することになるのかを見極めた上で権限移譲を検討する必要があるという背景により、市と町村とを区別していたと認識。

- 40 ○そこで、平成20年度以降の町村合併の動向を分析したところ、平成20年度当初時点の都市計画区域を有する町村(629町村)のうち合併が行われたものは57町村で、全体の9%であった。
- そのうち、合併により「市」となったものが大部分であり(54町村)、合併後も町・村のままとなっているものは3町村であった(下表のとおり2町となった。)

合併前町村	合併時期	合併後町村	都市計画担当職員数		都市計画決定件数	
			平成21年度	平成25年度	平成21年度	平成25年度
山梨県増穂町	H22.3	山梨県 富士川町	3人	3人	1件	2件
山梨県鵜沢町			1人		0件	
群馬県中之条町	H22.3	中之条町	1.3人	1人	0件	0件
群馬県六合村			—		—	

※群馬県六合村は都市計画区域を有していなかった。

町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(2)

＜実態等調査（対象：47都道府県、都市計画区域内1354市町村）の結果＞

- 市町村合併を経て市町村全体の執行体制・経験がどのようなようになったかを測るため、第1次地方分権一括法施行前後の市と町村の都市計画担当職員数及び都市計画決定件数を比較した。
- 平成25年度の都市計画決定件数は、市が3.3件であるのに対し、町が0.6件、村が0.2件、都市計画担当職員数では、市が2.8人であるのに対し、町は0.9人、村は0.6人となり、市と町村の間には依然として差が認められた。
- 平成21年当時の市と平成25年度の町村を比較しても、同様である。

自治体区分(団体数)	平均都市計画決定件数		平均都市計画担当職員数	
	平成21年度	平成25年度	平成21年度	平成25年度
市(H21:782→H25:785) ※指定都市を除く	2.5件	3.3件	3.0人	2.8人
町(H21:579→H25:531)	0.4件	0.6件	1.1人	0.9人
村(H21:41→H25:38)	0.1件	0.2件	0.6人	0.6人

【対応方針】

- 第1次勧告の趣旨を踏まえ、町村合併の動向を分析したところ、平成20年以降に合併した町村の大半が「市」になっている一方、大半は「町村」のままとなっている。
- 町村合併を経た町村全体の執行体制や案件数を比較しても、引き続き市と町村との差異が認められた。
- したがって、町村の都市計画決定・変更に係る都道府県への同意を要する協議については、現状のままとすることが適当。